４．「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。ただし、財務諸表提出会社がリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース負債を貸借対照表に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分している場合には、リース負債については「平均利率」の欄の記載を要しない。なお、リース負債について「平均利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を注記すること。

５．リース負債、長期借入金及びその他有利子負債（１年以内に返済予定のものを除く。）については、貸借対照表日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

６．　［略］

様式第二十四号

【中間貸借対照表】

（単位：　円）

	前事業年度 （　　年　月　日）	当中間会計期間 （　　年　月　日）
［略］		
負債の部		
流動負債		
［略］		
リース負債	×××	×××
［略］		
固定負債		
［略］		
リース負債	×××	×××
［略］		
［略］		
［略］		
（記載上の注意）		
［略］		

４．「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。ただし、財務諸表提出会社がリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分している場合には、リース債務については「平均利率」の欄の記載を要しない。なお、リース債務について「平均利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を注記すること。

５．リース債務、長期借入金及びその他有利子負債（１年以内に返済予定のものを除く。）については、貸借対照表日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

６．　［同左］

様式第二十四号

【中間貸借対照表】

（単位：　円）

	前事業年度 （　　年　月　日）	当中間会計期間 （　　年　月　日）
［同左］		
［同左］		
［同左］		
［同左］		
リース債務	×××	×××
［同左］		
［同左］		
［同左］		
リース債務	×××	×××
［同左］		
［同左］		
［同左］		
（記載上の注意）		
［同左］		

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。